

「花笠マハエ」「マハ朗」キャラクター利用に関する規定

(利用目的)

- 沖縄の観光 PR を目的とした利用。
- 各地イベント出演、花束贈呈、写真撮影等。

(キャラクターに関する権利)

- キャラクター等に関するすべての権利は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下：OCVB）に属する。

(利用許諾の制限)

- キャラクター等の利用が次の各号いずれかに該当する場合は、OCVB は許諾をしないものとする。
 1. 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 2. 県、及び OCVB の信用又は品位を害するものと認められる場合
 3. 第三者の利益を害するものと認められる場合
 4. 特定の個人、政党、宗教団体を支援、又は支援する恐れがあると認められる場合。
 5. 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとする場合。
 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合。
 7. その他、管理者が着ぐるみの出演について不適切と認めた場合。（雨天時の野外での出演、火気・危険物の近くでの出演等。）

(キャラクター利用許可申請・手続き)

- キャラクターの出演を依頼する者は（以下：依頼者）、あらかじめ OCVB の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合についても同様とする。但し、新聞・テレビ・雑誌等報道関係者が報道目的に利用する場合はこの限りではない。
- 依頼者は出演依頼を出演日の **1 カ月前迄**に、規定の出演依頼書に必要事項を明記の上、事務局へメール又は FAX にてお申込下さい。
- 申込は**先着順**とする。
- 依頼者は**出演依頼申請書**（別記様式第 1 号）に次の書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

1. 会社概要等、依頼者の事業内容がわかる資料
2. キャラクター等の出演状況がわかるイベント等の概要又は資料。
3. その他、事務局が必要とし要請する資料。

(キャラクターの貸出し)

- キャラクターの貸出期間はイベント日数から前後日を含め、最大**1週間以内**とする。
例：イベント日数が1日の場合、貸出期間は3日間。
イベント日数が3日の場合、貸出期間は5日間。

(貸出しに関する決まり)

- アクターは視界が悪い為、補助として必ず1人付添人を確保すること。
- キャラクター用の控室を確保し人前での着脱は避けること
- キャラクターの装着方法（別紙参照）をしっかりと熟知すること。
- キャラクターの基本動作の事前レクチャーを受けること。
- 利用後は、各パーツをチェックし、チェックシートに担当者名・日付を記載すること。（別紙参照）
- 返却の際にはOCVB担当者立会いの下、各パーツをチェックすること。
- キャラクターを決して乱暴に扱わないこと。（汚損や破損・紛失の場合は被害請求いたします。）
- キャラクターが出演している様子を写真で記録し、後日報告書を提出すること。

(貸出費用について)

- 貸出費用
 1. キャラクターの貸出は無料
 2. イベント後の着物及び小物のクリーニング代（※1）
 3. 事務所から会場への往復運搬費（事務所に直接取りに来ることも可。）
- ※1 キャラクターはクリーニング後に返却となります。
※運搬業者は特に規定はありませんが必要であればご紹介します。
※キャラクターアクター派遣業者も必要であればご紹介します。
※交通費等の費用が発生する場合は後日請求書にて請求致します。

(出演時間について)

- 出演時間の目安（キャラクターアクター）
アクターの安全の為にも1回の出演を**30分以内**に設定すること。

- 1日の出演を最大で**4回**のタイムスケジュールで調整すること。
※各出演後は必ず休憩・水分補給を行ってください。
※イベントの内容、会場によって出演状況が異なることがありますので
事務局にご相談ください。

(その他注意事項)

- 衣装を着たままの飲食は控えること。(汚損の場合は追加のクリーニング代を請求する場合がございます。)
- 出演後は、次の出番まで衣装を脱ぎ、ハンガー等に吊るし、風通しの良い場所で乾かすこと。
- 付添人はアクターの手を引いてリードし、キャラクターはなるべく手すりなど、物に触れないようにすること。(屋外でのイベントは特に注意)
- イベント終了後はすぐに梱包するのではなく、消臭スプレー等かけた後、衣装を極力乾かしてから片付ける様にすること。
- 消臭スプレーは衣装の外からではなく、内部に振りかけること。
- 汗で濡れた衣装とその他(あんこ・白長手袋・面下)は分けてビニール袋等に入れること。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。
マハ朗規定は、平成29年4月1日から施行する。

■ 出演及び貸出し依頼申請書提出・お問い合わせ先

〒901-0152

沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター2階

TEL : (098) 859-6124 FAX : (098) 859-6221

E-mail : mahae@ocvb.or.jp

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

総務部 総務課 花笠マハエ&マハ朗 担当 宛